

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：こども家庭庁

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.4%
全職員	74.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	108.1%
本省課室長相当職	91.9%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	93.2%
係長相当職	88.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	143.9%
31～35年	127.7%
26～30年	80.7%
21～25年	94.0%
16～20年	87.0%
11～15年	86.5%
6～10年	96.9%
1～5年	86.7%

【説明欄】

「任期の定めのない常勤職員以外の職員」には非常勤職員が含まれており、当該非常勤職員は相対的に賃金水準が低く、また女性の割合が大きいため、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」、「全職員」を比較した場合、男女の給与の差異が大きくなっている。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表(-)7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。